

令和7年度第1回阪南市人権擁護に関する審議会会議録	
日時	令和7年11月12日(水)午後2時～午後3時40分
場所	阪南市市役所 第2委員会室
出席者	石橋壽子、石本喜美代、岡田耕治、岡本薫、神野末良、車谷雅子、小鯛琴美、西村壽子、福岡賢次、松藤隆志、吉田美智子(50音順)
事務局	魚見総務部長、人権推進課 戸崎、田中
開会	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の成立宣言(「阪南市人権擁護に関する審議会規則」第6条により、委員総数の半数以上の出席を得たため) 13人中11人出席 ・総務部長挨拶 ・委員紹介 ・事務局紹介 ・会長、副会長選出(岡田耕治会長・西村壽子副会長) ・以降、案件について、会長が進行
会長	<p>それでは、会議次第にもとづき、審議会を始めたいと思います。案件1の「令和6年度人権擁護審議会意見と取組状況」および案件2の「阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について」案件3の「人権施策推進基本計画にかかる進捗管理報告」説明について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>資料1をご覧ください。人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について、左が昨年度審議会からいただきました意見、右が取組状況となっております。「①阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について、評価方法に、障がい者、高齢者、子ども等の自分の意見を発信することが難しい対象者を含め、対象者にどのように施策が届いたのか記載されたい。」との意見に対しましては、表記載のとおり具体例を用いた表記方法に取り組みました。引き続き、具体例を用いた記述に取り組みまいります。次に文字を大きくするなど、進捗管理の表記方法について改善に取り組むこと。の意見に対しましては、文字を大きくするなど、進捗管理の表記方法の改善に取り組みました。</p> <p>次に2. 阪南市の人権行政施策について、「①進捗管理にあげている項目に関わらず、全ての事業において人権を考えた取組を行うこと。」の意見に対しまして、新規採用職員を含む市職員を対象とした人権研修を実施するなど、人権教育の推進に努めるとともに「すべての人が、かけがえのない存在として尊重される人権文化豊かなまち」の実現に向けた施策の推進、事業実施に取り組みました。「②子どもの権利に関する事業を担当課だけではなく関連部署を含めて取り組むこと。」の意見に対しましては、市民・市職員を対象として「子どもの権利」に関するセミナー等を開催するなど、本条例の理解を高める取組を推進しました。また、阪南市総合計画の中期基本計画の作成にあたり、子どもたち(小学生・中学生)と一緒に阪南市のミライを考える交流会を実施しました。③こどもの権利に関する条例の周知啓発においては、「様々な方にむけた方法を考えること」の意見に対しましては、表に記載のとおり、リーフレッ</p>

トの配布や各委員、団体等への説明を行いました。引き続き、子どもの権利に関する条例のさらなる周知啓発に努めてまいります。

これら審議会意見を各課所属の人権行政推進委員に書面で伝え、令和6年度進捗管理を行い資料3・4にまとめました、次の資料2で説明いたします。案件2と3はまとめて説明させていただきます。資料2の1頁をご覧ください。本市の人権施策推進基本計画の取り組むべき主要課題についてです。従前より審議会にてご説明していますように、「阪南市人権擁護に関する条例」第4条に基づき、人権擁護等の施策について総合的かつ計画的に推進するものとなっており、それにより、阪南市人権施策推進基本計画を策定し、そちらに記載されている、取り組むべき10個の主要課題について、進捗管理を行っているところです。

続いて、資料3【活動指標】による進行管理をご覧ください。前年度と比較して矢印が上向きは37項目中16項目、指標3「管理職的地位に占める女性割合」について、各職場における働き方改革を推進するとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めました。また、育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場への円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にすることで、管理職への女性職員登用の推進を図りました。矢印が下向きは37項目中12項目で、前年度と比較して「変動なし」は9項目です。また指標32「本人通知制度の周知と登録件」については、登録者が316人となり、前年度より21人増加しました。

戻って、資料2の2ページをご覧ください。ローマ数字Ⅱの「重点項目の推進」ですが、現在、記載の3つ重点項目として取り組んでいます。1点目 ア 性的マイノリティについての認知度の向上です。1)から4)までの取組の中で、特に、市役所内の取組として、4) 性的マイノリティの方にとって性自認と一致しない性別を選択記入することは強い心理的負担であると考え、各種届出書等の調査を行い令和4年度より順次、性別欄の削除・見直しを行っています。

2点目重要項目、イ「私たちを取り巻く人権課題についての教育・啓発」については、1)市民向け講座、2)人権推進課職員をはじめとした職員教育のための関係団体への派遣、など3ページから4ページにある表のとおり行いました。また、庁内において、各課室から選出いただいている人権行政推進委員を対象とした同和問題に関する研修を実施し、差別意識の解消など、同和問題解決に向けた取組を推進しました。3点目重要項目 ウ「阪南市本人通知等制度の周知について」は、1)～8)のとおり取り組みました。令和4年度から登録期間(3年)を廃止しています。登録者が295人から316人へと21人増加しました。

次に、資料2、6ページのⅢの事業別実施進捗状況報告の総括ですが、左に昨年度評価、右に今年の評価を記載しております。評価については4段階評価、分析グラフは、10課題のうち、9課題、280事業について各関係所管課が「2024年度実施実績」「担当課評価」の進捗管理に取り組みました。担当課評価は「SABC」の4段階で、S評価は4事業から3事業となりました。A評価は189事業で、活動目標数値は

達成していますが成果目標は達成していないとの評価です。B評価は 85 件、C評価が3件となっています。S評価3事業のうちの取組の1つが市民福祉課の取組です。市民福祉課では地域での活動を支援するために小地域ネットワークという事業を実施しており、まちなかサロンや個別支援活動が校区地区単位で行われているなど地域でのコミュニティ形成に役立っています。C評価3事業のうちの2つは施設の不具合等によりイベント開催を実施することができなかった事業ですが、事業を継続していくことを大切に考えていることから、令和7年度は複数回実施する予定としています。

個別の主要課題については7ページ以降に記載しています。はじめに、男女共同参画に関する課題についてです。人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく「固定的性別役割分担意識」は男女共同参画社会の実現に向けた大きな障がいの一つとなっています。「固定的性別役割分担意識」の解消や誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、記載の3つについて重点的に取り組みました。

続きまして8ページ、子どもに関する課題について、ア)子どもの人権の尊重では、子どもたちのその健やかな成長を社会全体で支えていくために本市では、本年1月1日に「阪南市子どもの権利に関する条例」を制定しました。現在、本市関連部署では、子どもの意見を聴きとる機会の充実を図るとともに、本条例に関するリーフレットの配布や市民・市職員を対象とした「子どもの権利」に関するセミナーの開催などを通じて、本条例の理解を高めるための情報提供や周知啓発活動に取り組んでいます。

続きまして9ページ、高齢者に関する課題です。高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域ケアシステムの実現をめざし、高齢者がその能力に応じ主体性をもって安心して生活することができるよう、記載の5つに取り組みました。オ)高齢者や超高齢社会への理解を深めるための普及・啓発活動の推進では、「認知症の人が安心な社会は、すべての人にとって安心な社会」をテーマに掲げたセミナーを開催し、高齢者の人権に関する理解を深める機会の創出に努めました。

続いて10ページ、障がいのある方に関する課題についてです。障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会参加する主体として自己実現できるよう、すべての人が互いの多様性を認め合い、排除されることなく共に支え合って暮らせる社会の実現が求められています。その社会の実現をめざし、雇用・就労、社会参加の促進、保健・福祉・医療の充実、文化活動の推進など、ライフステージに即した福祉施策を推進するとともに、障がいの有無に関わらず、すべての人の人権が尊重され、あらゆる分野の活動に参加できるよう、記載のとおり取組を進めました。エ)インクルーシブ教育・保育システムの構築では、55人の子ども支援員を学校園に配置し、必要な支援を行いました。また、学校園において、個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの障がいに応じた指導を実施しました。

続きまして、11 ページ、同和問題についてです。平成 28 年に施行されました「部

	<p>落差別の解消に関する法律」では、「現在もなお部落差別が存在する」と明記されるところに、相談体制の充実等について定めることにより、国及び地方公共団体の責務が明らかとなりました。同和問題の解決、差別意識の解消に向け記載の2つについて重点的に取り組みました。ア)阪南市人権行政推進委員を対象として、同和問題に関する研修を実施しました。また、人権・同和教育リーダーの育成を目的として、各講座への参加を行いました。12 ページ以降、外国人に関する課題。感染者などに関する課題。情報化社会における人権課題。性的マイノリティに関する人権課題の取組についてはそれぞれ記載のとおりとなっています。</p> <p>以上で、案件2・3の説明を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>事務局から以上の説明がありました。</p> <p>それでは、皆様、ご意見をお願いいたします。</p>
委員	<p>訪日外国人等にヘルプカード(外見からは分かりにくい内部障がいや難病、妊娠初期の方などが、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのもの)が旅行中や滞在期間中に「困ることが起きる」であろうという前提で配布されているという話を聞きました。ヘルプマークを必要とする障がい者にとって、持っただけの意味のないカードになりつつあると実感しており、制度の目的が置き去りにされているように感じています。本当に必要な方が安心して利用できるような取組が必要ではないかと思います。ヘルプカードについて、本市における外国人からの要望による配布の有無について、お聞きしたい。</p>
事務局	<p>ヘルプマークは、障がいのある方をはじめ、外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークであると承知しています。本市の外国人への配布状況については、事務局として把握していません。担当課に確認させていただきます。</p>
委員	<p>審議会資料には、インクルーシブ教育やウトロ地区等のわかりにくい用語がありました。用語解説があった方が良いのでは。</p>
事務局	<p>配布させていただいた資料のもととなる阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画においては、注釈を含む内容となっていますが、本審議会で使用する資料については、委員ご指摘のように用語解説がありません。次回の審議会資料作成の際は、委員ご指摘のご意見を踏まえ、わかりやすい資料の作成に努めます。</p>
委員	<p>人権啓発指導者の育成・資質向上の取組に関して、人権推進課職員が大阪府家庭支援課主催の「困難な問題を抱える女性・DV被害者等の地域支援者養成講座」</p>

	<p>を受講したとの説明がありました。市民が受講対象になっていたのかを含め、当講座の参加対象について教えていただきたい。</p>
事務局	<p>本講座は、困難な問題を抱える女性や配偶者等からの暴力の被害者への支援に必要な知識をはじめ、専門的・実践的な知識の習得を目的として開催されました。参加対象は府内市町村の女性相談員や担当職員となっており、市民は参加対象ではありませんでした。なお、市民が参加対象となっている大阪府等が主催する講座の案内があった場合は、ウェブサイトへの掲載やチラシの配架等を通じて、情報の提供・周知に努めているところです。</p>
会長	<p>他にご意見等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>阪南市本人通知等制度の周知に関する取組について、「8)はたちの集いにおいて本制度登録の案内配布」とありますが、配布方法について教えていただきたい。</p>
事務局	<p>住民票・戸籍の交付が関係することから、市民課がチラシの配架を行いました。配布方法は、皆さんの手にとっていただけやすい、サラダホール入口でのチラシの配架です。また、制度の概要について、サラダホールのスクリーンを活用し説明を行うなど、効果的な通知等制度の周知・啓発に取り組みました。</p>
委員	<p>「はたちの集い」は20歳になる方が集う集会なので、特に10歳代、20歳代の交際相手間で起こる暴力である「デートDV」に関する周知啓発活動の実施は効果的と考えるがいかがか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。効果的と考えます。「デートDV」に関する周知啓発活動の実施に向けて、「はたちの集い」の担当課と協議させていただきます。</p>
委員	<p>本市は、2012年の「阪南市DV根絶宣言」により、DVをはじめとするあらゆる虐待の根絶に取り組んでいくことを全国に向けて発信しました。しかしながら、本資料には、DV根絶宣言に関する内容の記述が見当たりません。この項目について取り上げるべきでは。また、本市がDV根絶宣言都市であることを知っている市民も少ないように感じています。周知活動の強化が必要ではないか。</p>
事務局	<p>資料には「阪南市DV根絶宣言」の文言はありませんが、11月の女性に対する暴力をなくす運動週間の取組として、パープルリボンツリー・のぼり・懸垂幕の設置、広報誌や市ウェブサイトへの啓発記事の掲載等を実施しました。引き続き、女性に対する暴力根絶に向けた取組を推進してまいります。</p>

会長	他にご意見等ありますでしょうか。
委員	人権が尊重された人権文化のまちづくりに関して、「人権侵害の早期発見と適切な対応のために各種相談体制の充実と、職員の専門性確保のため、大阪府認定人権擁護士2名を配置しています」との記載がありますが、大阪府認定人権擁護士の活動内容について教えていただきたい。また、人権擁護委員との関わり合いについても教えていただきたい。
事務局	大阪府認定人権擁護士の養成は大阪府人権総合講座を活用し行われています。人権総合講座では、人権教育・啓発や人権相談に携わる際に必要な知識やスキル等を学びます。人権擁護士は、人権問題を早期に解決に結びつけるとともに、人権侵害を未然に防止する役割を担っています。本市の相談事業を委託している阪南市人権協会には、現在、3名の人権擁護士が配置されており、講座等で学んだ知識やスキルを活かし、相談者の課題解決に向けた支援を行っています。また、相談内容によっては、人権推進課と連携を図るなど、円滑な解決に向けた支援に取り組んでいます。また、人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されたボランティアで、地域の人々の人権を守るために活動しており、阪南市では、第3木曜日に人権相談事業を実施しています。
会長	他にご意見等はありますでしょうか。
委員	外国人に係る課題に関する多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発の推進について、国際交流サークルの記載がありますが、このサークルの活動内容について教えてください。
事務局	資料記載のとおり活動内容となっており、公民館主催の活動となっています。
委員	資料に記載の「国際交流サークル」は存在していないのでは。外国から来られた人たちに日本語を教える活動について、現在は日本語クラブが実施しているのでは。あと、資料3、4について、各課室により表現方法が異なるなど、統一性が図られていないように感じます。資料の正確性や品質を高める必要があると思います。
事務局	事務局において、誤字・脱字の修正など、さらなる校正作業に努めてまいります。また、委員ご指摘のように、現在は日本語クラブの活動となっています。
会長	よろしく申し上げます。続いて、ご意見等ありませんでしょうか。
委員	子どもに関する課題について、事務局から、「阪南市子どもの権利に関する条例」

	<p>が制定されたとの報告がありました。こども基本法の施行に続き、本市で条例が制定されたことは「よかった」と思っています。一方で、具体的な計画の策定等については明確になっていないと感じています。進捗管理では、具体的な取り組みに関して、「子どもの権利に関する条例の理解を高めるための情報提供や広報活動の実施」について記載されています。取組を進める際は、特に子どもたちに対して「子どもの権利に関する条例ができたよ」と知らせる取組が大事であり、リーフレットの配布のみに留まらず、各学校において、リーフレットを活用した取組が大切だと考えています。</p> <p>子どもたちに「伝えること」を目的とした民間のNPOはらっばの取組について紹介します。ひとつめは「キミの声を届けよう」という取組です。内容は、サラダホールや公民館など子どもたちが集まりそうな場所に「キミの声を届けよう」ボックスを設置し、子どもたちが日常で思ったことを自由に書いてもらう取組です。未来社会を変えるパートナーとしてまちづくりに子どもの声を活かすしくみにつなげることをめざしています。次に、「なんでやねん！すごろく」の取組について紹介します。学校から依頼を受けて「子どもの権利」を伝える出前講座として実施しています。出前講座を通じて、子どもの意見を聴くことは大人の責任であり、大事なことなのですが、子どもが意見を言う、言える機会を創出することも大事だと感じています。子どもが意見を言える機会の創出の充実に向けての取組の推進が必要と考えますが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>阪南市でどのような取組を行っているのか、事務局から紹介をお願いします。</p>
事務局	<p>本市では計画的な行政運営を進めるための最上位計画として「阪南市総合計画」を定めています。現在、令和7年度末で第1期の「前期基本計画」の期間が満了を迎えるにあたり、第2期となる「中期基本計画」の策定を進めています。計画作成にあたって「市長と中学生との交流会」、「市長と小学生との交流会」を実施するなど、子どもたちと一緒にあって本市の未来を考える機会の創出に取り組みました。また、市内の子ども福祉委員たちが集まり、活動の発表や意見交換、まちづくりへの提案などを行う社会福祉協議会が実施している「子どもボランティアサミット」の取組についてもご紹介させていただきます。さらに、先程、委員のご意見の中でもありましたが、今後、NPOはらっばさんと協働し、子どもたちの声を市役所ロビーに展示する取組も予定しています。</p> <p>「子どもの権利に関する条例」の理解を高めるための広報活動の実施については、校長会や各種団体の総会等において、リーフレットを配布するとともに、条例内容についての説明を行うなど、周知・啓発活動に取り組みました。</p>
会長	<p>子どもの意見をしっかり聴いて、施策を打ち出していきたいと思います。</p>
委員	<p>子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「子ども計画」の策定に向けた取組について教えてください。</p>

事務局	<p>こども基本法に基づく、こども計画の策定については、今後、こども未来部において調査研究が進められる予定です。</p>
会長	<p>続いて、ご意見、質問等はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>審議会資料が膨大であると感じています。資料では、取り組むべき主要課題について、各課室がそれぞれ担当していて各課室がそれぞれ対応していることが分かります。しかし、資料を読んでも、抱えている課題に関する相談窓口が分かりづらく、例えば、障がいのある方に関する課題の解決に向けた相談窓口はどこがなのかわからない状況があると思っています。また、根本的な質問になるのですが、本審議会で審議する内容について確認させてください。</p>
事務局	<p>本審議会は、あらゆる差別をなくすために本市の必要な施策の計画的推進について、審議しています。審議会の冒頭に、事務局より令和6年度審議会意見と取組状況及び阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理についてご説明させていただきました。本審議会では、取組状況及び計画にかかる進捗管理をご確認いただき、ご意見等をいただいたうえで今後の施策の計画的推進や新たな人権課題への対応等についてご審議いただけるものと考えています。審議会資料について、膨大となっていることは、事務局も「課題がある」との認識です。わかりやすい資料の作成や資料のスリム化に努めてまいります。</p>
委員	<p>資料1(令和6年度阪南市人権擁護に関する審議会意見と取組状況)では、子どもの権利に関する条例を踏まえた事業についての記載があります。子どもの尊厳を守り健やかな成長を支えるためには、地域で支えることが重要であると考えています。また、インクルーシブ教育環境の整備など学校現場における取組も大事であり、さらに親御さんの想いも含め障がいがある子どもへの対応も大切と思っています。本日の審議会では、6年度の取組状況を確認し、7年度の取組についても「審議する必要がある」との認識ですが、この認識でよろしいか。</p>
会長	<p>審議会の冒頭に事務局から令和6年度審議会意見と取組状況及び阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理についての説明がありました。本審議会では、その説明を受け、「私たち委員はどのように評価を行うのか。また、その評価を令和7年度施策にどのようにしてつなげていくのか」について、話し合い、確認したいと考えています。</p>
委員	<p>公募市民委員として本審議会に出席し、専門的なご意見等を含め、委員の皆さんのご発言を聴かせていただきました。また、事務局から説明のありました取り組むべ</p>

	<p>き主要課題に関する具体的な取組について把握することができ、令和6年度を取組内容に関する理解が深まりました。</p>
<p>会長</p>	<p>審議内容について、具体的な施策内容から、本質的な役割に関する話へと進みました。副会長、ご意見いかがですか。</p>
<p>副会長</p>	<p>委員さんの緻密に、そして注意深く読み解いたご意見を聴かせていただきました。そのうえで、気づいたことは発言した方がいいと思いましたので、一つ発言させていただきます。「情報化社会における人権課題」に関する記載内容について修正が必要と思いました。情報モラルについては、知識中心のもので、インターネットやSNSを使う際を守るべき内容です。たとえば、他人の個人情報を勝手に公開しない、偽情報・誤情報を拡散しないなどの行動が該当します。それに対してメディア・リテラシーは、インターネット情報だけを対象にしているのではなく、あらゆるメディアを媒介する情報を能動的に、多角的に読み解いて判断し、さらに発信をしていく能力です。したがって、資料にある情報モラルとメディアリテラシーに関する記載方法については、明確にわかるようなかたちで記載した方がいいと思いましたので発言させていただきます。</p> <p>14ページ(8)情報化社会における人権問題に関して、例えば次のようにされてはどうかと考えます。5行目以下について、「このような差別事象の実態把握を行うとともに、情報の発信者がモラルと人権意識を高め、自らの発信する情報に責任を持つことを可能にする情報モラルが求められています。さらには、これらの事象を生み出すインターネットとはどのようなメディアなのかを市民が学び、プラットフォームの課題などについても理解を深める必要があります。そのためには、前提としてインターネット上の情報にとどまらず広くメディアからの情報を市民が能動的に、多角的に吟味して判断し、さらに発信をしていく能力であるメディア・リテラシーを獲得していくことが重要です。」なお、ア)以下はそのままです。</p> <p>また、メディア社会では、先程、委員から発言のあったように、子どもが自分の意見を発信するというようなことに関しても、メディアを能動的に使用することで可能になり、今後の教育の課題になると考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。阪南市人権施策の着実な推進の確保に向けて、私たち委員の責任は重いと思います。審議会の開催については、審議内容により複数回の開催も考えられますが、基本的に年に1回の開催予定の中で、特に評価できる取組や課題のある取組について確認したいと思います。本日は、審議会の冒頭より委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。他にご意見等はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>9ページ「高齢者に関する課題」の我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に関して、ノンステップバスの導入や地域福祉活動の展開については、評価できる取組と考</p>

	<p>えています。一方で、道路の整備状況に不具合があったり、バス停の設置が少なく感じています。特に高齢者にやさしい安全なまちづくりの充実に向けては、バス移動の充実をめざした取組をはじめ、目的地へ徒歩でもいけるよう道路整備の取組の強化が必要と思います。</p>
会長	<p>続いて、ご意見等いかがでしょうか</p>
委員	<p>10ページに「障がいのある方に関する課題」について記載されており、「だれもが住みやすい地域共生のまちづくりの推進について記載されています。本市には障がいのある高齢者の方、車椅子移動の方も多くいらっしゃいます。障がい者団体は、阪南市内の困りごとに対する要望書を市へ提出しています。今年度は市長をはじめとした市幹部の方々との懇談会をもちました。ともに生きる社会の実現に向けては、「思いやりの気持ちが大切である」と思っています。さらには、各学校における道徳教育の充実が大事と思っています。次に、審議会資料について、膨大な量となっておりますが、各課室が同じような施策に取り組んでいるようにも思います。人権擁護士の活用や各課室の連携の強化により「改善が図られるのでは」と思います。次に、人権課題の解決に向けて声を挙げることは、一個人として、とても勇気のいることだと思っています。そのうえで、本審議会は、「人権をどう守るのか」「人権を相互にどう尊重し合うのか」についても話し合える場所であると思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>市職員には、人権尊重の視点を大切にし、業務遂行することが求められています。ご意見をいただきました各課室の連携強化に向けては、人権推進課がその役割を担っていると考えています。審議会資料については、膨大な量になっていますが、2019年4月に策定しました「阪南市人権施策推進計画」に基づき、作成を行ってきた経過があります。本審議会では、取組状況及び計画にかかる進捗管理をご確認いただいたうえで、今後の施策の計画的推進や新たな人権課題への対応等についてご審議いただけるものと考えています。</p>
会長	<p>他にご意見等がありますでしょうか。</p>
委員	<p>人権は「わたしたち一人ひとりにとってかけがえのない大切なもの」であるので本審議会では幅広い意見を聴くことができると感じています。本市では、人権に限らず様々な計画があり、各計画の進捗状況については、それぞれ確認されているものと考えています。先程、阪南市子どもの権利条例に関して意見を述べましたが、「子どもの権利を大事にした地域づくり」の観点を考えると、計画の策定とその進捗状況を確認する機会が必要ではないかと思えます。</p>
委員	<p>小学校では、人権について「わたしたち一人ひとりにとってかけがえのないもので</p>

	<p>すよ」といった話はもちろんしますが、「自分も大事。それと同じようにまわりの人も大事だよ」といったわかりやすい表現を使用し伝えることも大切にしています。また、学習指導要領では、学校における道徳教育については「学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべきものである」とされており、教職員は要領に基づき、そして、強い意識をもって教育活動を行っています。さらに、学校生活では、子ども同士のトラブルが発生する場合がありますが、その際は、特に子どもの道徳性を養うことを大切に考え、対応、指導を行っています。次に、資料1「令和6年度阪南市人権擁護に関する審議会意見と取組状況」の阪南市人権行政施策に係る子どもの権利に関する条例の理解を高める取組に関して、リーフレットの配布等の周知啓発に向けた取組については確認できましたが、子ども、市民に対してどのように伝わったのかが「見えにくいかな」と感じましたので発言させていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>令和7年1月1日に施行されました子どもの権利に関する条例について、現在、市では周知啓発活動の実施を通じて、本条例の理解を高める取組を推進しているところですが、今後は、子どもからの発信を含めて当事者である子どもが主体となった取組が重要であると思っています。当事者が主体となる取組については、子どもに関する課題だけでなく、他の課題についても同様と考えていますので、当事者が主体となった取組をさらに推進していただきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>本市では、人権意識の高揚につながる情報の発信や人権相談の充実等を通じて、差別のない明るいまちの実現をめざし、各施策に取り組んできました。それは、人権侵害を未然に防止する取組でもあったと考えています。審議会資料では、様々な課題に対して市職員が真剣に考え、取り組んでいることがわかりました。引き続き、各課室における取組の推進をよろしく願いたい。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ここまで審議会次第により、案件1. 2. 3についてご審議いただきました。案件4. その他については、事務局に事前に確認したところ、事務局からは「特に提案がない」との回答がありましたが、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員	<p>阪南市人権施策推進基本計画に係る進捗管理の担当課評価について、担当者により評価が変わると思います。委員として、資料に記載されている「担当課評価」について意見ができるのでしょうか。また、資料2. 3. についても意見していいのでしょうか。</p>

会長	<p>「担当課評価」、資料2. 3. についてもご発言いただきたいと思います。本日は資料1についての発言が多かったのですが、資料2. 3. についても基本計画にかかる進捗管理に関する重要な資料ですので、ご意見いただきたいと思います。</p>
委員	<p>今年度の審議会は1回のみで開催ですか。</p>
事務局	<p>そのように考えています。</p>
委員	<p>本審議会での委員意見については、どのようになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>本審議会修了後、議事録と審議会委員意見趣旨を事務局にて作成します。その資料については、委員の皆様にご確認いただき、ご意見等をいただいたうえで決定してまいりたいと考えています。</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。それでは、以上をもちまして、第1回阪南市人権擁護に関する審議会を終了させていただきます。本日委員の皆様からいただいたご意見等について、阪南市の今後の施策の反映につなげていただきたいと思います。以上で、全案件を終了します。以後の進行については事務局へお返しします。</p>
事務局	<p>会長をはじめ委員の皆様におかれましては、長時間にわたり貴重なご意見等をいただきまして、誠にありがとうございました。また、先程、ご説明させていただきましたように、本審議会の議事録と審議会委員意見趣旨については、事務局で作成のうえ、委員の皆様にご提示させていただきますので、ご確認くださいませようお願いします。それでは、以上をもちまして、審議会を終了させていただきます。本日は慎重審議、誠にありがとうございました。</p>